中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

「国土交通省直轄工事における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（参考)」(令和８年６月１６日付け事務連絡（国土交通省不動産・建設産業局建設業課長)）及び「北海道建設部における調達検討資材の代替品の調達及び流通経路変更（見直し）に係る設計変更の取扱いについて」(令和８年７月６日付け（北海道建設部長)）より通知があり、本市においても下記のとおり運用することとします。

記

１　対象工事

本市が発注する工事のうち、中東情勢の影響を受けるナフサ由来の建設資材を使用する工事

※運用開始以前に契約を締結している工事について、対象となる建設資材の調達に係る契約や手配等の計画がすでに完了しているなど、今後の価格変動等の影響を受けない工事は対象外とする。

２　対象となる建設資材

中東情勢の影響により供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」）とする。

一般財団法人経済調査会、一般財団法人建設物価調査会等の機関より、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とする。

なお、建設資材の流通状況は日々変動するため、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、協議に応じるものとする。

【主な想定資材】

・合成樹脂製配管材（塩化ビニル管等）
・塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等)、
・防水材（シーリング材含む）
・断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）
・構造用合板　　など

３　設計変更の対象となるケース

調達検討資材について、流通の目詰まり等を要因とした下記(1)～(3)により必要とする経費（ 以下、「別途調達経費」）の発生により、当初契約時点における価格での調達が困難となる場合、受注者からの申出に基づき受発注者間で協議を行い、設計変更が妥当との判断となった場合に限り、実際の調達環境に合わせた設計変更（請負代金額の増額等）を行う。

(1)代替資材への変更に伴う設計変更

設計図書通りの資材が入手困難であるため代替資材を調達した場合、当該代替資材の費用に基づき設計変更を行う。(例：塩化ビニル管から鋼管への変更等)

(2)流通経路の見直しに伴う設計変更

設計図書通りの資材を確保するために遠隔地などから流通経路を見直して調達した場合、調達地区の実勢価格や追加で必要となった運搬費を考慮して設計変更を行う。

(3)需給ひっ迫による価格高騰に伴う設計変更

設計図書通りの資材を調達できたものの、ひっ迫した流通状況を反映した価格（調達経費等を含む高騰価格）での調達を余儀なくされた場合、実際の調達価格を基に設計変更を行う。

４　設計変更の流れ

(1)調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とし、事後、遅滞なく協議書の書面により協議するものとする。

(2)発注者は、調達検討資材の妥当性を確認するため、受注者に、ナフサ由来によることを確認できる書類（一般財団法人建設物調査会等の機関による中東情勢の影響による価格上昇を確認できるもの）を求めることとする。

(3)受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

(4) 設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

(5)既済部分について、出来高部分払いを行っている場合は、当該出来高部分に該当する数量を除いた数量を設計数量とする。

(6)本通知に基づき設計変更した資材は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。

５　適用

本通知は、令和 8 年 11 月 1 日以降に契約する工事から適用する。

なお、令和 8 年 10 月 31 日以前に契約済みの工事であっても受発注者間の協議により適用できることとする。

６　積算方法

(1)土木工事

・設計変更を行う対象数量は、次のとおりとする。

条件	対象
搬入数量 ＜ 設計数量	搬入数量
設計数量 ≦ 搬入数量 ≦ 割増数量	搬入数量
割増数量 ＜ 搬入数量	割増数量

※）設計数量：設計図書に記載されている数量
割増数量：ロス（割増率）を加えた数量
搬入数量：別途調達経費が必要となった数量

・設計変更に用いる単価は、証明書類により確認した実際の購入価格とする。

・材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行う。

・材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点における実勢価格（刊行物単価）と実際の購入価格との差額を計上して設計変更を行う。

・代替資材を調達した場合は、代替資材の施工歩掛を使用して設計変更を行うこと。

(2)営繕工事

・設計変更を行う対象数量は、中東情勢の影響により別途調達経費が必要となった調達検討資材の数量とする。

・設計変更に用いる単価は、受注者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用する。

・設計変更に用いる単価と設計変更前の単価の差額に、設計変更を行う対象数量を乗じて算定することを基本とし、諸経費等については、当該工事に適用する積算基準等に基づき算定するものとする。

市場単価、材工一式等により材料費を単独で把握することが困難な場合その他これにより難い場合は、国及び北海道の取扱いを踏まえ、適切に算定するものとする。

(3)その他

・本運用に定めのない積算その他設計変更に関する事項については、当該工事に適用する積算基準その他の関係基準等並びに国及び北海道の取扱いを踏まえ、適切に取り扱うものとする。

・国土交通省：中東情勢の変化による建設資材への影響に係る直轄工事の対応
・北海道建設部：調達検討資材の代替品の調達及び流通経路変更に係る設計変更の取扱いについて

7　実務上の留意事項

(1)証明書類の提出・確認

・ナフサ由来の資材であるか、中東情勢の影響による調達困難か、調達方法や価格が妥当であるかについて、必ず受発注者間で事前に協議を行い、その結果については漏れなく協議書の書面に遅滞なく記録すること。
・発注者は、資材の調達方法について、当該工事の施工条件下における「経済性」や「納入時期」等を総合的に考慮し、妥当な手法であるかを判断すること。
・受注者は、実際の資材調達に要した費用や流通経路を客観的に証明できる書類（実際の取引伝票等）を発注者へ提出すること。（※証明書類の提出が無い場合は、設計変更不可。）
・発注者は、実際の調達が事前協議での合意内容に基づいているかを確認した上で、設計変更手続きを行うこと

(2)工期の見直し

・資材調達経路の見直しや代替品選定に伴い、施工に遅延が生じる、または生じるおそれがある場合は、必要に応じて工事の一時中止や工期延長についても併せて協議を行い、適切に対応すること。